（前のページより続き）

特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任
関係
会社その他

三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六〇号）（警察庁）
古物営業法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三〇年一〇月二四日とすることとした。

◇古物営業法施行令の一部を改正する政令（政令第二六一号）（警察庁）
1　古物営業法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二一号）の一部の施行に伴い、道公安委員会の権限に属することとなる古物営業法（昭和二四年法律第一〇八号）第六条第二項の規定による許可の取消しに関する事務を方面公安委員会に行わせないことを定めることとした。（第四条第一項関係）
2　この政令は、古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三〇年一〇月二四日）から施行することとした。

政　令

古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十号

古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十年十月二十四日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

古物営業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十一号

古物営業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第六条」を「第六条第一項若しくは第二項」に改める。

附　則

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月二十四日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三